主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第1 控訴の趣旨
- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、大磯町に対し、3559万1758円及びこれに対する平成9年 10月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 仮執行宣言
- 第2 事案の概要

原判決の「事実及び理由」の「第二 事案の内容」記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件土地部分についてのAの占有権原は、形式的には行政財産の当裁判所も、本件土地部分には建物所有を前提とした借地権類似の性質をあるものであからAに対する占有許可を与えないとの通知の趣旨は、示であるには行政財産の使用許可の撤回あるいは使用許可を更新しなする本件土地部分には借地権類似の権利を与えないる本件土地部分には一般主要である。本件上地部分について使用権を保有する必要も、本件において使用権を保有する場合であり、これを引力をあるの表である。としても、とはAから本情であり、また、Aの大きを締結である。と大額のよる特別の事情が存するものと認めるのが相当であり、においるは、といるの表があるにとして相当な額であり、また、Aの大きの表には、といるの表があるがら、おりであるから、これを引用する。

原判決39頁2行目の「の意思表示」の前に「あるいは使用期間を更新しない 旨」を加える。

2 よって、原判決の判断は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却 することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 奥山興悦

裁判官 杉山正己

裁判官 山崎まさよ